

第11回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 平成30年5月21日（月）午後1時30分
場 所 大田原市総合文化会館 1階会議室

次第

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名人の選任について

4 議 題

- (1) 報告第1号 農地法第3条の規定による許可について
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (5) 議案第4号 非農地証明願について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画について
- (7) 議案第6号 農地中間管理事業について
- (8) 議案第7号 大田原農業振興地域整備計画の変更について
- (9) 議案第8号 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画について

5 出席委員（16名）（法律第27条第3項規定）

- | | |
|------------|-------------|
| 1 番 木村 光一 | 2 番 清水 真理子 |
| 3 番 石崎 陽一 | 4 番 唐橋 洋子 |
| 5 番 小沼 伸枝 | 6 番 吉成 一 |
| 7 番 助川 悦夫 | 8 番 越沼 良 |
| 9 番 鈴木 賢一 | 10 番 相馬 和恵 |
| 11 番 細岡 則雄 | 13 番 佐藤 長次 |
| 14 番 荒井 一夫 | 15 番 中山 知代子 |
| 16 番 阿見 芳 | 17 番 津久井 勝之 |

6 欠席委員（1名） 12番 高崎 真一

7 本委員会に出席した職員

- (1) 農業振興係長 伊 藤 甲 文
- (2) 農地調整係長 田 上 建 二
- (3) 農地調整係主査 須 藤 義 尚
- (4) 農地調整係主事 長谷川 慎 弥
- (5) 農業公社業務係長 小 林 正 尚

- (7) 農政課農政係主査 田 口 靖 貴
(8) 農政課農政係主事 和 久 翔一郎

開会の宣言

午後1時30分 開 会

大田原市農業委員憲章唱和（全委員）

事務局 （伊藤 甲文） 大田原市農業委員会総会規則第5条により会長は、総会の議長となり、議事を整理すると定められておりますので、議長は農業委員会会長の荒井一夫委員にお願いします。

議長挨拶 （荒井 一夫）

議 長 （荒井 一夫） 本日の出席委員は16名、欠席委員は1名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、ただいまから第11回農業委員会総会を開催いたします。

議 長 （荒井 一夫） 議事に入る前に議事録署名人の選任ですが、議長において指名してよろしいでしょうか。

<異議なし>

議 長 （荒井 一夫） 異議なしと認め、議事録署名人には4番唐橋洋子委員、5番小沼伸枝委員にお願いします。

会議の書記につきましては事務局の伊藤係長にお願いいたします。

議 長 （荒井 一夫） それでは議事に入ります。始めに報告第1号「農地法第3条の規定による許可について」を上程します。（1）番号1から番号3まで、及び（2）番号1について、事務局から説明を願います。

事務局 （田上 建二） <総会資料に基づき読み上げ1ページ>

議 長 （荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議 長 （荒井 一夫） 質疑がないようですので、報告を終わります。

議 長 （荒井 一夫） 次に、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。申請番号1番から8番までの8件について、事務局から説明を願います。

事務局 （長谷川慎弥） <総会資料に基づき読み上げ2ページ>

議 長 （荒井 一夫） 現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。相馬委員。

現地調査担当委員（相馬 和恵） 去る5月16日現地調査班第3班及び事務局とと

もに現地調査を行いましたので、調査結果について報告します。

農地法第3条の規定による許可申請8件について、地元推進委員、事務局からの報告により調査、検討した結果、何ら問題ないと思われま
す。
以上報告します。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。
本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願いま
す。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第1号は原案のとおり許可
することといたします。

議 長 (荒井 一夫) 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請
について」を上程します。申請番号1番について、事務局から説明を願
います。

事務局 (須藤 義尚) <総会資料に基づいて読み上げ、3ページ>

議 長 (荒井 一夫) 現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告
願います。相馬委員。

現地調査担当委員 (相馬 和恵) 調査結果について報告します。

ただいまの農地法第4条の規定による許可申請1件について地元推進委
員と現地調査をしたところ、何ら問題ないと思われま
す。以上報告いた
します。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりました
ので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。
本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願いま
す。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第2号は原案のとおり許可
することといたします。

議 長 (荒井 一夫) 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請
について」を上程します。申請番号1番について、事務局から説明を願
います。

事務局 (須藤 義尚) <総会資料に基づいて読み上げ、4ページ>

議 長 (荒井 一夫) 現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。相馬委員。

現地調査担当委員(相馬 和恵) 調査結果について報告します。

ただいまの農地法第5条の規定による許可申請1件について地元推進委員と現地調査をしたところ、何ら問題ないと思われます。以上報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議 長 (荒井 一夫) それでは、質疑がないようですので、採決いたします。本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第3号は原案のとおり許可することといたします。

議 長 (荒井 一夫) 次に、議案第4号「非農地証明願について」を上程します。申請番号1番から6番までの6件について事務局から説明を願います。

事務局 (須藤 義尚) <総会資料に基づいて読み上げ5~10ページ>

議 長 (荒井 一夫) それでは、現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。相馬委員。

現地調査担当委員(相馬 和恵) 調査結果について報告します。

ただいまの非農地証明願6件について、地元推進委員と現地調査したところ、申請地及び周辺の状況から見て、20年以上前から非農地であったもの、また、農地への復元が困難なものと推測します。何ら問題ないと思われます。以上報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

中山委員。

中山 知代子委員 今回、道路や川になっている土地が案件となっておりますが、これは、自分で申請しないと解除できないというか、道路とかになった時に役所でやっていただいていたと思うのですが、その時にやっていなかったのでしょうか。

議 長 (荒井 一夫) 事務局から説明をお願いします。

事務局 (田上 建二) 舗装されている公衆用道路、市道につきましては、道路を設置した段階で登記して、地目変更や所有者変更などをするのが原則

かと思いますが、それが何故か漏れていたという場合が中にはあります。また、公衆用道路といっても舗装されていない皆さんが使う道路も公衆用道路として税務課で評価をしている場合もあります。今回は、登記が漏れていたものであります。

中山 知代子委員　うちのほうでも、基盤整備ではないですが、農道ができたときに、道路は県道なのですが、田んぼのままで、親が亡くなって相続をした時に初めて分かったということがありましたので、どうしてなのかなということでお聞きいたしました。

議 長 (荒井 一夫)　よろしいですか。色々な事情やその当時の市町村の対応の状況などで漏れている場合があるということをご理解いただいて、出てきたときには本人がすぐ対応いただかないと永久にそのままになっているというのが現状であります。

その他ございますか。

<質疑なし>

議 長 (荒井 一夫)　それでは質疑がないようですので、採決いたします。本議案について、原案のとおり非農地として証明することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫)　全委員賛成と認めます。議案第4号は、原案のとおり証明することといたします。

議 長 (荒井 一夫)　次に、議案第5号「農用地利用集積計画について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 (小林 正尚)　<総会資料に基づいて読み上げ、11～14ページ>

議 長 (荒井 一夫)　事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議 長 (荒井 一夫)　質疑がないようですので、採決いたします。

議 長 (荒井 一夫)　本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫)　全委員賛成と認めます。議案第5号は、原案のとおり承認することといたします。

議 長 (荒井 一夫)　次に、議案第6号「農地中間管理事業について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 (和久翔一郎)　<総会資料に基づいて読み上げ、15・16ページ>

議 長 (荒井 一夫)　事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質

疑はございませんか。

<質疑なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

議長 (荒井 一夫) 本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第6号は原案のとおり承認することといたします。

次の議案第7号は私が議事参与に当たる案件がありますので、ここで、議長を佐藤会長職務代理者と交代します。

<議長交代>

議長 (佐藤 長次) ここからは、職務代理の佐藤が務めさせていただきます。

それでは議案第7号「大田原農業振興地域整備計画の変更について」除外申出番号1番から7番のうち2番を除いた6件及び編入申出番号8番の計7件を上程します。なお、除外申出番号2番は議事参与に該当しますので、2番を除いて事務局から説明を願います。

事務局 (田口 靖貴) <総会資料別冊に基づいて読み上げ>

議長 (佐藤 長次) それでは、現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。相馬委員。

現地調査担当委員 (相馬 和恵) 調査結果について報告します。

ただいまの大田原農業振興地域整備計画の変更にかかる農用地区域からの除外申出のうち2番を除いた6件、農用地区域への編入1件について、地元推進委員と現地調査したところ、何ら問題ないと思われま。以上報告いたします。

議長 (佐藤 長次) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議長 (佐藤 長次) 質疑がないようですので、採決いたします。本議案のうち、除外申出番号2番を除いて原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (佐藤 長次) 全委員賛成と認めます。議案第7号のうち除外申出番号2番を除いて原案のとおり承認することといたします。

議長 (佐藤 長次) 次に、議案第7号「大田原農業振興地域整備計画の変更について」のうち除外申出番号2番を上程します。議事参与に該当しますので、14番荒井一夫委員は退室願います。

＜荒井一夫委員退室＞

議 長 (佐藤 長次) 事務局から説明願います。

事務局 (田口 靖貴) <総会資料別冊に基づいて読み上げ>

議 長 (佐藤 長次) 現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。相馬委員。

現地調査担当委員 (相馬 和恵) 調査結果について報告します。

ただいまの農用地域からの除外申出番号2番について、地元推進委員と現地調査したところ、何ら問題ないと思われます。以上報告いたします。

議 長 (佐藤 長次) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

＜質疑なし＞

議 長 (佐藤 長次) 質疑がないようですので、採決いたします。本議案のうち、除外申出番号2番について原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

＜全委員起立＞

議 長 (佐藤 長次) 全委員賛成と認めます。議案第7号のうち除外申出番号2番については、原案のとおり承認することといたします。

14番荒井一夫委員は入室願います。

＜荒井一夫委員入室＞

議 長 (佐藤 長次) 荒井委員が戻られましたので、ここで、議長を交代します。

＜議長交代＞

議 長 (荒井 一夫) それでは議事を進めます。次に、議案第8号「農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画について」を上程します。事務局からの説明をお願いします。

事務局 (和久翔一郎) <総会資料別冊に基づいて読み上げ>

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。佐藤委員。

佐藤 長次委員 認定農業者の状況で、今回、第1回の調査で未更新等が20人いるが、その方たちの未更新の理由、たとえば死亡したのか、もう高齢でできないのか、について説明をお願いします。

事務局 (和久翔一郎) 今回未更新等が20件となっていますが、うち死亡した方が多く見受けられまして、昨年よりも人数が多くなっております。

佐藤 長次委員 高齢化している農業者がかなり多い状況であります。折角、認定農業者になられて、その後継者、引き継ぎについて、死亡した認定農

業者の後継者として残された家族、長男、その奥さんがいるかと思いますが、その方に名義を変更して再登録することについて事務局ではどのように考えているのか。

事務局 (和久翔一郎) 亡くなられた方のご世帯については、後継者がいる場合には、更新時期等にその後継者さま宛に通知を差し上げ、ご案内をさせていただければと考えております。

佐藤 長次委員 認定農業者の要件を満たしている場合には、継続してそのご家族の方が再度認定されて、活躍されることを望みたいと考えておりますので、その所の推進をよろしく申し上げます。以上です。

議長 (荒井 一夫) そのほかございませんか。
<質疑なし>

議長 (荒井 一夫) それでは、質疑がないようですので、採決いたします。本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。
<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第8号は原案のとおり承認することといたします。

議長 (荒井 一夫) 本日予定された議事の審議は、すべて終了しました。次に、その他に入ります。議事案件以外に委員のみなさまからご意見、ご質問等ありませんか。小沼委員。

小沼 伸枝委員 詳しくわからないところがあるので教えていただきたいのですが、中間管理機構を利用しての貸し借りなのですが、10年間という約束で貸すと経営転換協力金を頂けると思いますが、その間に借りた人ができなくなった、亡くなった、また土地を売りたいとなったというような約束違反になる場合は、何か決まりみたいなことはあるのでしょうか。

事務局 (小林 正尚) この担当部署は農政課になりますが、私から説明いたします。売買という場合、貸した土地を売るということは、当然、賃貸借契約を解消することになりますので、その場合は返還ということになります。借りている方が亡くなった場合は、県農業振興公社が新たな借り手を探すことになりまして、協力金の返還はありません。

小沼 伸枝委員 私のところに相談がありまして、農地を借りてこれから大きくやることを考えており、頂いた協力金で機械を買っている方が、所有者がその農地を売ってしまったので、どうしたものかということで話がありましたことから、どのようになっているのかということでお聞きしました。

阿見 芳委員 事務局が説明した内容は、現在の制度で、小沼さんの話は、借り

た方が協力金をもらえた前の制度の話かと思えます。

助川 悦夫委員 これは、中間管理機構に直接本人が聞きに行くのがいいと思います。中途半端に答えると間違えることにもなる。

議長 (荒井 一夫) それではよろしいですか。

その他ありませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) ないようですので、以上で第11回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午後2時42分 閉会